

提 案 書

(地震防災対策の充実強化)

平成24年7月

九都県市首脳会議

平成24年7月

九都県市首脳会議

座長	千葉市長	熊谷俊人
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	石原慎太郎
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	阿部孝夫
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫

首都圏における地震防災対策の充実強化等

昨年の東日本大震災は東北地方だけではなく、首都圏においても住宅やライフライン、農地などに深刻な被害をもたらした。また、鉄道が運行を停止したことにより大量の帰宅困難者が発生し、迅速で正確な情報提供や一時滞在施設の確保・誘導など様々な課題が顕在化した。

首都直下地震についてはかねてから切迫性が指摘されていたが、最新の知見によれば、従来の想定を上回る被害が発生するとされている。我が国の政治・経済の中心である首都圏が、ひとたび、そのような大地震に見舞われた場合には、住民の生命、財産はもとより、社会のあらゆる分野に甚大な被害が生じ、国際社会にも重大な影響が及ぶことになる。

そこで、首都直下地震等による被害を軽減するとともに首都中枢機能を維持するためには、今回の震災の教訓を踏まえつつ、地震防災対策の一層の充実強化を図る必要がある。また、対策を迅速かつ的確に実施していくためには、国と九都県市が協働していくことが不可欠である。よって、下記事項について提案する。

記

- 1 首都直下地震をはじめ首都圏に甚大な被害を及ぼす恐れのある地震、それに付随する津波及び液状化に関する調査・観測・研究をさらに充実・強化すること。
- 2 高層ビルや石油タンクなどに被害を及ぼす長周期地震動に関する研究を一層推進するとともに、その成果を活かした対策についても推進すること。
- 3 首都圏において大規模地震等が発生した際、国や国の関係団体等の施設について、域外からの救援活動等が円滑に行われるための拠点や帰宅困難者の一時滞在施設として活用できるようにすること。また、救援活動等を行う上で活用しやすい環境を整備すること。

- 4 帰宅困難者対策を推進するため、災害に強い通信基盤の整備や、外出者が必要とする情報を迅速かつ的確に提供するための体制づくり、発災時の基本原則の周知徹底及び、帰宅困難者の一時滞在施設の確保等について対応すること。
- 5 被災者の生活再建の根幹となる災害証明書は、国の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいて自治体の裁量で発行されており、各種の被災者支援制度を公平かつ公正に運用する上で課題となっている。そこで、災害証明書発行及び被害認定調査を行う者の身分や権限の法的根拠の明確化を図ること。更に、被害認定調査を行う人材を育成・確保するための全国的な制度を構築すること。
- 6 各自治体における「首都直下地震 防災・減災特別プロジェクト」に関する調査研究成果の実用化と普及を推進するため、財政措置等の所要の施策を早急に講ずること。
- 7 被災者生活再建支援法の適用については、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、居住地域によっては適用の対象にならないという不均衡が生じているため、被災した全ての地域が支援の対象となるよう見直すこと。また、被災者生活再建支援基金による対応が困難な大規模災害時においては、国の負担による特別な措置を講ずること。